

議案第四八号

三朝町牧場の出張所設置条例（昭和三十年三朝町条例第一六号）の
一部を次のように改める

昭和三十年六月二日提出

三朝町長 坂田出雅

昭和卅一年六月二日 議決

三朝町議会議長 天野 泰

原案可決



昭和三十年三朝町条例第 号

三朝町役場の出張所設置条例の一部を改正する条例
第二條 中次の通り改める

名 称	位 置
小瀬出張所	三朝町大字高橋一六八番地の二
旭出張所	三朝町大字本泉三七一番地
竹田出張所	三朝町大字穴鴨一六八番地の一

附 則

この条例は公布の日より施行し昭和三十年四月一日より適用する